（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係

裁判所
破産関係

本号で公布された法令のあらまし

◇**貸金業法施行令の一部を改正する政令**（政令第七〇号）（金融庁）

1　企業の資金管理の利便性向上を図るため、企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合弁会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした。（第一条の二関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第七一号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、トリフルリジン及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第七二号）（厚生労働省）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年六月二六日法律第六三号）の一部の施行期日を、平成二六年四月一日とすることとした。

◇**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第七三号）（厚生労働省）

一　厚生年金基金令の廃止関係

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）の施行に伴い、厚生年金基金令を廃止するものとした。（第一条関係）

二　確定給付企業年金法施行令の一部改正関係

企業年金連合会について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令**（政令第七四号）（厚生労働省）

1　改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

存続厚生年金基金の中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換の申出について、当該中途脱退者が確定拠出年金の加入者の資格を取得した日から起算して一年を経過する日までに限って行うことができるものとした。

2　自主解散型基金等の解散の特例の要件等

㈠　自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件及び納付計画の承認の要件を、年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること等とするものとした。（第九条、第一二条、第二〇条及び第二一条関係）

㈡　納付計画を変更する場合における納付計画に基づいて猶予する期間を最長三〇年とする認定の要件を、業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること等とするものとした。（第一三条及び第二四条関係）

㈢　自主解散型基金等の設立事業所の事業主であって当該事業主が納付すべき額を当該基金が納付すべき額に加算した額を政府に納付することが適当であると認められるものがいるときは、当該基金が当該加算した額を記載して納付計画を提出することができるものとした。（第一六条及び第二八条関係）

3　残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項

㈠　解散した存続厚生年金基金が残余財産の確定給付企業年金への交付を申し出る場合には、当該交付の申出に係る残余財産を分配すべき加入員等が使用される設立事業所の事業主の全部及び当該設立事業所に使用される加入員の二分の一以上の同意を得なければならないものとした。（第四一条関係）

㈡　解散した存続厚生年金基金が残余財産を独立行政法人勤労者退職金共済機構に交付する場合、当該交付された額を退職金共済契約の被保険者に係る掛金納付月額に通算する方法を定めるものとした。（第四三条関係）

4　存続厚生年金基金及び存続連合会等に関する経過措置

存続厚生年金基金及び存続連合会等について、所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇**国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令**（政令第七五号）（防衛省）

1　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二四年法律第二号）附則第九条第五項の政令で定める年齢を四五歳とし、同項において読み替えて準用する同法附則第八条第三項の調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員及び特に調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員については、一般職に属する国家公務員の例によることとした。（第一条関係）

2　平成二六年四月一日において四五歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって最高号俸を超える俸給月額を受けるものについて、当該俸給月額に加える額を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。